

平成30年度保安対策指針の新規項目及び実効性を高める取組等について(案)

平成30年3月16日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」(以下「保安対策指針」という。)は、LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、前年度に発生したLPガス事故の原因、立入検査の結果等を踏まえ、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等について具体策を提示するもの。

1. 平成30年度保安対策指針の主な新規項目

平成30年度保安対策指針は、平成29年度の保安対策指針の内容を基本的に踏襲しつつ、新たに主なものとして以下の点を追加。

(1) バルク貯槽等の20年検査に向けた体制整備(下線部は平成30年度新規)

- ① LPガス販売事業者は、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る液石法施行規則、告示及び通達並びに高圧ガス保安協会規格を確認し、20年検査に関する具体的な計画を策定し、その推進を図ること。
- ② 告示検査期限を迎えるに際し、全国で対象となるバルク貯槽等が増加することにより、関係業者の手配が困難になる場合も考えられることから、期限に余裕をもって対応を行うこと。
- ③ バルク供給先において周辺環境に変化が生じ、搬出が困難な場所も見受けられることから、LPガス販売事業者は保安の確保に留意しつつ、その搬出作業については労働災害の発生の防止、社会的に大きな影響を及ぼす重大事故の発生が無いよう、細心の注意を払うこと。
- ④ LPガス販売事業者は、自社の従業員のみならず、20年検査への対応に係る工事事業者、運送事業者に対し、LPガス事故防止に努めるよう保安教育を積極的に実施し、事故防止の徹底に努めること。

(2) 誤開放防止対策の推進(平成30年度新規)

ガス栓の先にガスコンロ購入時に付属しているホース口保護用のプラスチックキャップまたは保護キャップが取り付けられている場合や、ビニールテープ等が巻き付けられている場合は取り外し、ゴムキャップを挿入すること。また、ゴムキャップが正しく挿入されていない場合は改善すること。

(3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策（下線部は平成30年度新規）

① 供給管・配管の事故防止対策

他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、一般消費者等のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと（本年2月、厚生労働省、国土交通省を含め、他工事事故防止の徹底を要請済）。また、酸欠事故防止に向けた対応を図ること。

② 機器の事故防止対策

充填容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実に行うこと。特にLPガス販売事業者に起因する作業ミス等の事故で多くを占めるガスメータの交換時の施工不良等による漏洩を防ぐため、施工後に漏洩状況の確認等を適切に行うこと。

上記新規項目を踏まえ、平成30年度保安対策指針（案）を別紙のとおり策定する。

2. 保安対策指針の実効性を高める取組（平成26年度より継続）

今後、より一層、保安対策指針の実効性を高め、自主保安活動の取組の促進を図る観点から、以下の点について取り組む。

(1) 行政機関による連携等の促進

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、事故防止への対策、法令違反への対応、自然災害対策への取組等について共有するとともに、立入検査においては、LPガス販売事業者と保安機関の所管が行政機関によって異なる場合は可能な限り当該行政機関において合同して実施する。なお、立入検査に際しては、必要に応じて供給設備等の現場確認を実施する。

(2) LPガス販売事業者等の自主保安活動の把握等

LPガス販売事業者等の自主保安活動の取組の促進を図る観点から、行政機関は、所管のLPガス販売事業者等に対し、自主保安活動チェックシートの利用の把握に努めるとともに、特に一般消費者等に起因する事故撲滅の観点から同チェックシートの活用を促進させる。

3. 事故撲滅等のための更なる取組

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、平成30年度中に死傷者を伴うLPガス事故が発生した場合には、事故原因、法令違反の有無等を調査するとともに、必要に応じて再発防止策、横展開を講じるなど所要の措置を講ずる。

平成30年度保安対策指針の新規項目及び実効性を高める取組等について

(2) 誤開放防止対策の推進

資料1-4
(補足)

- ガス栓の先にガスコンロ購入時に付属しているホース口保護用のプラスチックキャップまたは保護キャップが取り付けられている場合や、ビニールテープ等が巻き付けられている場合は取り外し、ゴムキャップを挿入すること。

プラスチックキャップの使用



保護キャップの使用



ゴムキャップ（検定品）の使用



※保護キャップは初期の段階では気密性を有しているが、メーカーでは気密性を保証していない。